

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合								
	介護老人保健施設の場合	1回につき 290単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +290単位	1月につき +280単位
	介護医療院の場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100					1月につき +320単位	1月につき +320単位 (3月は1回を限度)

ロ 社会参加支援加算 (1日につき17単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき+6単位)

注：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (493単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅病医学総合管理科 又は特定施設入居施設等 病室総合管理科を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (284単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (483単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (558単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (418単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)	+100単位	+15/100	+10/100
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (378単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)			+5/100
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (483単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (325単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (285単位)				
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)				
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。